

議案第2号

日野町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について

日野町営バスの管理及び運行に関する条例を別紙のとおり改正する。

令和3年1月14日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町営バスの管理及び運行に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 趣旨

令和3年度から新たな公共交通体系を構築するため、日野町営交通（町営バス及び町営タクシー）の運行に関して、必要な条例改正を行う。

2 改正内容

（1）条例件名の改正

件名を、「日野町営交通の管理及び運行に関する条例」に改正

（2）町営交通の種類について記載

町営バス：定められた路線を定時に運行する。

町営タクシー：利用者の申し込みにより運行し、路線は定めない。

（3）運行区域及び路線について

・運行区域については日野町及び近隣市町村とする。

・町営バスの運行路線は根雨宿・病院線及びその他路線とし、その他路線については別に定める。また、運行回数及び運行時刻等は公示するものとする。

（4）町営タクシー料金について

従量制により乗車1回につき市場料金の概ね半額とし、詳細については別に定める。

3 附則

施行期日は令和3年4月1日とする。

日野町営バスの管理及び運行に関する条例の一部を改正する条例

日野町営バスの管理及び運行に関する条例(平成17年日野町条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
日野町営交通の管理及び運行に関する条例	日野町営バスの管理及び運行に関する条例
(設置)	(設置)
第一条 交通の確保を図り、町民の福祉の向上に資するため、道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第2項の規定により有償の自家用自動車(以下「町営交通」という。)を設置する。	第一条 交通の確保を図り、町民の福祉の向上に資するため、道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第2項の規定により有償の自家用自動車(以下「町営バス」という。)を設置する。
(運行の種類)	(運行の種類)
第二条 運行する町営交通の種類は次のとおりとする。 (1) 町営バス 定められた路線を定時に運行する。 (2) 町営タクシー 利用者の申し込みにより運行し、路線は定めない。	第二条 運行する町営交通の種類は次のとおりとする。 (1) 町営バス 定められた路線を定時に運行する。 (2) 町営タクシー 利用者の申し込みにより運行し、路線は定めない。
(管理及び運行)	(管理及び運行)
第三条 町営交通の管理及び運行は、町が行う。ただし、管理上必要と認めるとときは、町長が指定する者に管理及び運行並びに利用料金の徴収及び収納を委託することができる。	第三条 町営バスの管理及び運行は、町が行う。ただし、管理上必要と認めるとときは、町長が指定する者に管理及び運行並びに利用料金の徴収及び収納を委託することができる。
(運行区域及び路線)	(運行区域及び路線)
第四条 町営交通の運行区域は日野町及び近隣市町村とする。 2 町営バスの運行路線は根雨宿・病院線及びその他路線とし、その他路線については別に定める。また、運行回数及び運行時刻等は公示するものとする。	第三条 町営バスの運行路線及び運行区域は、別表のとおりとする。

(運行回数)

第4条 町営バスの運行は、定期に行うものとし、運行回数及び運行時刻は、別に定めて公示するものとする。ただし、町長が運行の必要がないと認めたときは、運行しないことができる。

(利用料金)

第5条 町営交通を利用しようとする者又は利用した者は、利用料金を納めなければならない。
 2 町営バスの利用料金は、根雨宿・病院線について乗車1回につき100円とし、その他路線については乗車1回につき200円とする。
 小学生以下の者については利用料金の2分の1の額とする。ただし、義務教育就学前の者で大人同伴の者については、無料とする。
 3 町営タクシーの利用料金は、従量制により乗車1回につき市場料金の概ね半額とし、詳細については別に定める。

4 略

(利用料金の徴収方法)

第6条 町営交通の利用料金は、現金又は乗車券により徴収するものとする。

(運行制限等)

第9条 町長は、天災その他やむを得ない事由により町営交通の運行上支障がある場合は、運行区間の制限、運行時刻の変更又は運行を中止することができる。

(乗客などに対する町の責任)

(利用料金)

第5条 町営バスを利用する者は、利用した者は、利用料金を納めなければならない。

2 町営バスの利用料金は、菅福線、奥渡線及び板井原・真住線については、1路線1回につき200円とし、根雨宿・病院線については、1回につき100円とする。小学生以下の者については利用料金の2分の1の額とする。ただし、義務教育就学前の者で大人同伴の者については、無料とする。

3 略

(利用料金の徴収方法)

第6条 町営バスの利用料金は、現金又は乗車券により徴収するものとする。

(運行制限等)

第9条 町長は、天災その他やむを得ない事由によりバスの運行を止することができる。

(乗客などに対する町の責任)

第11条 町営交通の運行に関する他の関係者に損害を与えた場合において、その責任が町にあると認められるとときは、法令の定めどころにより、賠償の責任を負うものとする。

2 略

(利用者の損害賠償義務)

第12条 利用者は、その責任に帰すべき事由により町営交通車両などを損失し、又は滅失したときは、町長の指示に従いこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、町営バスの管理及び運行に関する必要な事項は、別に定める。

第11条 バス運行に関する他の関係者に損害を与えた場合において、その責任が町にあると認められるとときは、法令の定めどころにより、賠償の責任を負うものとする。

2 略

(利用者の損害賠償義務)

第12条 利用者は、その責任に帰すべき事由により町営バスなどを損失し、又は滅失したときは、町長の指示に従いこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第14条 この条例に定めるもののほか、町営バスの管理及び運行に関する必要な事項は、別に定める。

別表(第3条関係)

路線名	起点	主な経過地	終点
菅福線	根雨駅前	根雨小東、加勢地、黒坂駅前、上菅駅前	生山駅前
奥渡線	根雨駅前	根雨小東、津地、老人憩いの家、小川尻	樫市
板井原・真住線	根雨駅前	根雨小東、板井原、高尾、金持、三土、横路、三栗	根雨駅前
根雨宿・病院線	金持テラスひの前	根雨駅前、根雨上町、野田	日野病院前

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。